

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
80	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給事務 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収事務にあたり、利用者の保護者等に対する保育料等額の決定、入所管理事務棟の管理を行っている。 特定個人情報ファイル使用の事務については、次の内容のとおりである。 (1)保育所の申込・入所決定、(2)保育料の決定、(3)月計の帳票作成処理、(4)口座振替処理・納付書の発行、(5)幼稚園等利用に伴う支給認定事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 施設型給付を受ける幼稚園の利用世帯情報 2. 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報 3. 子育てのための施設等利用給付の申込世帯情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9の項及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表9の項及び127の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町住民こども部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	幸田町情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管していることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I-5 評価実施期間における 担当部署	課長 志賀 光浩	次長兼こども課長 志賀 光浩	事後	
平成28年12月16日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月3日時点	2016/11/24	事後	
平成28年12月16日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2014/10/31	2016/12/16	事後	
平成30年3月30日	I-5 評価実施期間における 担当部署	次長兼こども課長 志賀 光浩	課長 長谷 優一郎	事後	
平成30年3月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2016/11/24	2017/9/13	事後	
平成30年3月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2016/12/16	2017/10/31	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2017/10/31	2018/11/9	事後	
平成31年3月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2017/10/31	2018/11/9	事後	
平成31年3月29日	I-5 評価実施期間における 担当部署	課長 長谷 優一郎	課長 菅沼 秀浩	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加
令和2年3月27日	①事務の名称	保育所事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給にあたり、利用者の保護者等に対する保育料等額の決定、入所管理事務棟の管理を行っている。 特定個人情報ファイル使用の事務については、次の内容のとおりである。 (1)保育所の申込・入所決定、(2)保育料の決定、(3)月計の帳票作成処理、(4)口座振替処理・納付書の発行、(5)幼稚園等利用に伴う支給認定事務	事後	
令和2年3月27日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 施設型給付を受ける幼稚園の利用世帯情報 2. 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	1. 施設型給付を受ける幼稚園の利用世帯情報 2. 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報 3. 子育てのための施設等利用給付の申込世帯情報	事後	
令和2年3月27日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2018/11/9		事後	
令和2年3月27日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2018/11/9		事後	
令和2年8月21日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	2020/7/10	事後	
令和2年8月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	2020/7/10	事後	
令和2年12月25日	評価書名	保育所事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給事務	事後	
令和2年12月25日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	保育所事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給事務	事後	
令和2年12月25日	I-1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	子ども子育て支援システム	子ども子育て支援システム、中間サーバー	事後	
令和2年12月25日	I-4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	番号法第19条第7号 別表第2の11、116の項	事後	
令和2年12月25日	I-5 評価実施期間における担 当部署	課長 菅沼 秀浩	課長	事後	
令和4年2月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2020/7/10	2022/1/18	事後	
令和4年2月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/7/10	2021/10/1	事後	
令和4年2月28日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	番号法第9条第1項 別表第1の8の項及び94の項	事後	
令和4年2月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2022/1/18	2023/2/8	事後	
令和4年2月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和6年2月29日	I-7特定個人情報開示・ 訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2023/2/8	2024/1/10	事後	
令和6年2月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/10/1	2024/1/10	事後	
令和7年6月30日	I-1-①	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給事務 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I-1-②	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給にあたり、利用者の保護者等に対する保育料等額の決定、入所管理事務棟の管理を行っている。 特定個人情報ファイル使用の事務については、次の内容のとおりである。 (1) 保育所の申込・入所決定、(2) 保育料の決定、(3) 月計の帳票作成処理、(4) 口座振替処理・納付書の発行、(5) 幼稚園等利用に伴う支給認定事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収事務にあたり、利用者の保護者等に対する保育料等額の決定、入所管理事務棟の管理を行っている。 特定個人情報ファイル使用の事務については、次の内容のとおりである。 (1) 保育所の申込・入所決定、(2) 保育料の決定、(3) 月計の帳票作成処理、(4) 口座振替処理・納付書の発行、(5) 幼稚園等利用に伴う支給認定事務	事後	
令和7年6月30日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項及び94の項	番号法第9条第1項 別表9の項及び127の項	事後	
令和7年6月30日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の13の項及び116の項	番号法第19条第8号 別表9の項及び127の項	事後	
令和7年6月30日	II-1 対家人数 いつ時点の計数か	2024/1/10	2025/2/28	事後	
令和7年6月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/1/10	2025/4/1	事後	